

議案第二十号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

第一条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に、「または全部を減免する」を「又は全部を免除する」に改め、同条第二号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第五号中「出入」を「出入り」に改める。

別表中

三、八一
五、九五
八、七
二、一七
三、五
四、八三

四、五七〇
七、一四〇
九、六八〇
二、六〇〇
四、二
五、七九〇

Aに ・ 八を乗じて得た額	Aに ・ 六を乗じて得た額	Aに ・ 四を乗じて得た額	五、四七	四、二	四、	二、	八二	四	三	二	五、四七	二、 三	六、二	二、	三、	二	四	三
---------------------	---------------------	---------------------	------	-----	----	----	----	---	---	---	------	---------	-----	----	----	---	---	---

を

Aに ・ 八を乗じて得た額	Aに ・ 六を乗じて得た額	Aに ・ 四を乗じて得た額	六、五六	五、〇四〇	四、八	二、四	九八	四八	三六	二四	六、五六〇	一七、七	七、四四	二、四	三、六	二四	四八	三六〇
---------------------	---------------------	---------------------	------	-------	-----	-----	----	----	----	----	-------	------	------	-----	-----	----	----	-----

に



第三条 杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

八六四円	八六四円	八六四円	四三二円	一七円	八二円	八六四円	四三二円	一七円	六八八円	一、一二円
------	------	------	------	-----	-----	------	------	-----	------	-------

を

八八四円	八八四円	五八九円	二九四円	一一七円	九八円	五八九円	二九四円	一一七円	七〇七円	一、一九三円
------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	--------

に、

郵便差出箱	同、同	三四三円
-------	-----	------

を

郵便差出箱又は信書便差出箱	同、同	三五三円
---------------	-----	------

に、

八六四円	地上露出部分 二九一円分	地下部分 二四円	二二四円	三三二円	五、四円	一、円	八、一円	一九円	二六円
------	-----------------	-------------	------	------	------	-----	------	-----	-----

を

八八四円	地上露出部分 三四九円分	地下部分 六八円	二六八円	三九八円	六、四八〇円	一、二円	九、七二〇円	二二円	二九円
------	-----------------	-------------	------	------	--------	------	--------	-----	-----

に改める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中杉並区「特別区  
道」道路占用料等徴収条例第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例及びこの条例によ  
る改正後の杉並区立公園条例の規定は、平成十六年四月一日以後の占用に係る占用料に  
ついて適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、平成十六年四月一日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路及び公園の占用料並びに公共溝渠の使用料の額を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例  
 新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部改正）

新 条 例  
 旧 条 例

（占用料の減免）

第三条 区長は、次に掲げる占用物件

に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

一 略

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供

（占用料の減免）

第三条 区長は、次の各号に掲げる占用物件

に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占用料の額の一部または全部を減免することができる。

一 略

二 日本鉄道建設公団

が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供

<p>2 略</p> <p>(使用料の額及び算定方法)          第九条 使用料は、使用面積により、一平方メートルにつき、月額二百一十一円に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p>	<p>新 条 例</p> <p>第二条による改正(杉並区公共溝渠条例の一部改正)</p> <p>する施設          三及び四 略          五 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設          六〇八 略</p>
<p>2 略</p> <p>(使用料の額及び算定方法)          第九条 使用料は、使用面積により、一平方メートルにつき、月額百七十六円に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p>	<p>旧 条 例</p> <p>する施設          三及び四 略          五 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設          六〇八 略</p>



道路占用料改定資料

る一条法 工号第第 作に一三 物掲項十 げ第二												占 用 物 件	単 位	占 用 料	占 用 料
広告塔	所す変 る庄も の塔の 及その び他公 衆これ 電に話 類	地下に設 ける変 圧器	路上に設 ける変 圧器	設地 ける下 電線線 類その 他地下 に	共架 ける電 線線そ の他上 空に	その 他の柱 類	第 三種電 話柱	第 二種電 話柱	第 一 種電 話柱	第 三 種電 柱	第 二 種電 柱	第 一 種電 柱	単 位	占 用 料	占 用 料
一七、七	七、四四	二、四	三、六	二四	四八	三六〇	五、七九〇	四、二	二、六〇〇	九、六八〇	七、一四〇	四、五七〇	一本につき一年	(改定後)	(現行)
二、三	六、二	二、	三、	二	四	三	四、八三	三、五	二、一七	八、七	五、九五	三、八一			

る五条法 施号第第 設に一三 掲項十 げ第二			る法 施第 設三 十二 条第 一項 第四 号に 掲げ	る法 施第 設三 十二 条第 一項 第三 号に 掲げ	る二条法 物号第第 件に一三 掲項十 げ第二						そ の 他 の も の	
び地 地下 下街 室及					の外 も径 のが 一 メ ー ト ル 以 上	も以外 の上 径 一 が メ ー ト ル 未 満 の ル	満以外 の上 径 も が の ・ 四 ・ メ 二 一 メ ト 一 ル 未 ル	未ル外 満以 径の 上が も の ・ 二 一 メ 五 一 メ ト 一 ル ト	未以外 満上 径の が も の ・ 一 ・ 五 一 メ 一 一 ト ト ル ル	未外 満径 のが も の ・ 一 ・ メ 一 ト ル		
上階 の数 もが の三 以	も階 の数 が二 の	も階 の数 が一 の	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ	四、 八	二、 四	九 八	四 八	三 六	二 四	占 ト用 ル面 に積 つ一 き平 一方 年メ
をA 乗に じて 得 た 額八	をA 乗に じて 得 た 額六	をA 乗に じて 得 た 額四										
をA 乗に じて 得 た 額八	をA 乗に じて 得 た 額六	をA 乗に じて 得 た 額四	五、 四 七	四、 二	四、	二、	八 二	四	三	二	五、 四 七	

資料 2

二令第七号の工号に七事に掲げ第		道令第九号七路昭法和施令二行					法条第六号第一に掲げ第二					
危険防止施設	板囲設置及びその工事の材料	工式		旗幕及び		標識	看板の除去	商標	祭礼的、緑の日等に際し、	その他	地下に設ける通路	上空に設ける通路
		その	車道もを横断	その	け一等祭							
	占用面に積つき平方メートル	一基につき一年	占用面積は平方メートル	占用面積は平方メートル	占用面積は平方メートル	一本につき一年	表示面に積つき平方メートル	占用面に積つき平方メートル	占用面に積つき平方メートル			
二、九〇	九、〇七〇	八八、五	一七七、〇	一七、七	一七、七	六、	一七、七	一七、七	一七	五、七一	五、八九	一一、八
二、四二	七、五六	一一、六	二三、二	二、三	一九	五、	二、三	二、三	一九	四、七六	六、七六	一、七

令第7条第四号に掲げる仮設建築  
 及び同条第五号に掲げる仮設建築  
 収容施設  
 六、五六

五、四七

- 備考  
 一 金額の単位は、円とする。  
 二 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

鉄塔	電線			電線	水道、下水道、ガス			標識	電柱 本柱、支柱又は支線	種別	単位	金額	
	地下電線				外 径 一 メ ー ト ル 以 上 の も の	外 径 四 十 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 十 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の も の						
	外 径 一 メ ー ト ル 以 上 の も の	上 外 径 四 十 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 四 十 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の も の										
同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	一本、一月	金額	一、一九三円	金額	一、一二円
同一平方メートル、	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同	同、同			八八四円		八六四円
	五八九円	二九四円	一一七円	九八円	五八九円	二九四円	一一七円	七〇七円					八六四円

その他 の 占用の 前記以外 の場合	競技会、 集会	ロケ ー シ ョ ン	写 真 撮 影 の た め の 臨 時 的 な 占 用	写 真 撮 影 の た め の 常 時 占 用	天 体 、 気 象 又 は 土 地 の 観 測 施 設	高 架 の 占 用 物 件		地 下 の 占 用 物 件	公 衆 電 話 所	郵 便 差 出 箱 又 は 信 書 便 差 出 箱	変 圧 塔 、 マ ン ホ ー ル の 類
二 九 円	二 二 円	九、 七 二 〇 円	一、 二 円	六、 四 八 〇 円	三 九 八 円	二 六 八 円	地 下 二 部 分 六 八 円	地 上 三 露 四 出 九 部 分 円	八 八 四 円	三 五 三 円	八 八 四 円
二 六 円	一 九 円	八、 一 円	一、 円	五、 四 円	三 三 二 円	二 二 四 円	地 下 二 部 分 二 四 円	地 上 二 露 九 出 一 部 分 円	八 六 四 円	三 四 三 円	八 六 四 円